

新型コロナウイルスのお知らせ

& 感染予防と各種支援

新型コロナウイルス接種

3回目接種を進めています

2回目接種から6カ月を経過する18歳以上の人へ、毎週接種券を送っています。接種できる医療機関を、接種券に同封の案内などで確認の上、予約してください。

接種券の発送対象で接種券が届かない人(他の市区町村で2回目接種を終えた後に転入した人など)は、接種券発行申請が必要で

接種券(再)発行申請は、市HPか市新型コロナウイルスコールセンター ☎ 833・9567へ

予約方法

A) だたでも予約できる医療機関

予約方法 インターネット(市専用サイト)か、市新型コロナウイルスコールセンター ☎ 833・9567へ

※混雑緩和のため、インターネットでの予約にご協力ください

B) かかりつけの患者のみ予約できる医療機関

予約方法 電話で各医療機関へ

交互接種

3回目接種では1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社か武田/モデルナ社のいずれかのワクチンを接種できます

交互接種の安全性と効果は次のとおりです(厚生労働省資料より)

- 3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容される
- 1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンか武田/モデルナ社ワクチンを受けたとき、いずれにおいても、抗体価が十分上昇する

5〜11歳の子どもへの接種が始まります

対象の世帯に接種券を発送しています。接種に関するお知らせや接種できる医療機関などは、接種券に同封の案内などでご確認ください。

接種は本人の意思に基づくものです。接種の強制や、接種を受けていない人への差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

感染予防

飲食の場

- お店だけでなく、自宅などでの会食でも感染症対策の徹底を
- 正面の席はなるべく避け、マスク会食の徹底を
- 体調が悪いときは、会食に参加しない
- 箸やコップなどを使い回さない
- 第三者認証の取得など、感染症対策を徹底している店舗を利用し、お店の対策に協力を



認証ステッカー

換気の徹底

- 空気の流れを作るため、複数の窓があれば二方向の窓を開ける
- 換気をしながら加湿し、適度な保湿度(湿度の目安は40%以上)
- 特に屋内でのスポーツやイベントでは換気に注意を

新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱などの症状があるときは、かかりつけ医療機関へ連絡を。相談方法・受診先などは、市HPをご覧ください

受診・相談先に迷うときは、受診・相談センター ☎ 216・1517へ

受付時間：8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

※右記以外の時間の相談は、キタゾノクリニック ☎ 213・9200、米盛病院 ☎ 080・8742・3026へ

受診相談以外、コロナ相談かごしま ☎ 833・3221 FAX 225・0672へ



市ホームページ

各種支援

住居確保給付金

離職や休業などによる収入の減少で、住居を失う恐れがある人へ家賃額を支給します(家主などに直接支給、上限額あり)。

※支給期間を終了した人も、6月までに一度だけ再申請できます

生活・就労支援センターかごしま ☎ 803・9521

問い合わせ FAX 216・1234

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

①住民税非課税世帯や、②令和3年1月以降に新型コロナの影響で家計急変のあった世帯に、1世帯当たり10万円を給付します。①の世帯には確認書を送付しています。②の世帯は9月30日までに申請が必要です。

同給付金専用コールセンター ☎ 808・2680



市ホームページ

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(1人当たり10万円)

令和3年9月以降に生まれた子どもの分の申請を受け付けています(養育者の所得制限あり)。支給要件など詳しくは市HPをご覧ください。

申請期限：4月11日(必着)



市ホームページ

これまで給付金を受け取っておらず、昨年9月以降の離婚などにより、3月分の児童手当の受給対象になっている人などにも支給します。支給要件など、詳しくは市HPなどでご確認ください。

子育て世帯への臨時特別給付コールセンター ☎ 216・6050

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

総合支援資金の再貸付を終了した世帯などへ、自立支援金を支給します。 ※対象と思われる人に申請書を送付しています

申請期限：6月30日(消印有効)

市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金窓口 ☎ 216・6200

緊急小口資金、総合支援資金(生活支援費)

収入が減少した世帯などの貸し付けの相談・申請を、6月30日まで受け付けています。

市社会福祉協議会相談予約専用ダイヤル ☎ 210・7105

各種支払いの減免制度(収入の減少など各種要件あり)

①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料の申請を3月31日まで受け付けています。

①国民健康保険課 ☎ 216・1229 FAX 216・1200

②長寿支援課 ☎ 216・1268 FAX 224・1539

③介護保険課 ☎ 216・1279 FAX 219・4559

家賃支援金

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、大きな影響を受けている中小企業者などへ家賃支援金を給付します。

申請期間：3月7日～7月31日(消印有効)

産業支援課 ☎ 216・1322

雇用維持支援金

1～3月に休業し、国の雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の受給が決定した市内の中小企業者に支援金を給付します。

申請期間：3月14日～7月31日(消印有効)

雇用維持支援金専用ダイヤル ☎ 803・8671

問い合わせ FAX 216・1303



市ホームページ